

【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、専門学校等における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等についてお知らせいたします。各専門学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月6日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専門学校等にかかる学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る
Q & A等の送付について

令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知したところですが、このことに伴う検討に資するよう、別紙のとおり参考となる情報についてまとめましたので、お送りいたします。

なお、これらの情報は、各専門学校等における検討の際の参考にしていただくために示すものであり、各専門学校等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・別紙「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A」
- ・参考「令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(抄)」

<本件担当>
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2939

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A

(令和2年4月6日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

【学事日程等の取扱いに関すること】

問1 3月24日付け通知における「授業期間については、(略) 授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 専修学校設置基準第16条において、昼間学科の場合、授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記のとおり確保することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科教第1014号「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(以下「3月24日付け通知」という。)により、上記の例外として、授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、柔軟に取り扱って差し支えないことを示しました。
- なお、養成施設としての課程に係るものについては、あらかじめ関係省庁・部署等に相談した上で対応をお願いします。また、医療関係職種等の養成施設としての課程に係るものについては、令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルスの発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を参照ください。https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

※専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)(抄)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 (略)

問2 「授業期間について、(略) 弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

- 専修学校基準第16条の規定は、一年間の授業時数を規定したものです。
- 今回の授業期間の弾力化は、卒業の要件として履修すべき授業時数を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題等に代替すること等により、専修学校設置基準第17条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

【遠隔授業の活用に関すること】

問3 3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。

- 3月24日付け通知によりお示しした遠隔授業に係る解釈は、遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。
- 本告示が担保しようとしていることは、対面授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②生徒の意見の交換の機会を挙げているものです。
- オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、対面授業に相当する教育効果を担保するため、授業の終了後すみやかに①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に対面授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、授業の終了後すみやかに上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではありません。

※平成18年文部科学省告示第24号（専修学校設置基準第12条第1項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの

問5 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能か。

- 法令上、遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため、対面授業に相当する教育効果が認められる場合には、教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。

問6 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

- 法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、対面授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。
- また、専修学校設置基準第29条の方法による対面授業、専修学校設置基準第30条第1項による印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、及び同条第2項の方法による多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 （略）

問7 「対面授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、対面授業は1回しか行っていない場合についても、各専門学校等の判断において、主として対面授業により実施したものと扱ってよいか。

- 3月24日付け通知においては、対面授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、遠隔授業によって修得できる単位数の上限の算定に含める必要がない場合について、「授業全体の実施方法として、主として対面授業を実施するものであり、対面授業により得られる教育効果を有すると各専修学校の判断において認められるもの」としております。

- このため、質問のケースが、「主として対面授業を実施するものであり、対面授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各専修学校において判断し、各生徒等に対して説明することが求められますが、15回の授業中1回しか対面授業を実施していない場合は、外形的には「主として対面授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に対する対応の影響により、こうしたケースが積み重なることで、総授業時数のうち4分の3に達してしまう事態が生じることも想定されることから、今後、文部科学省において、各専門学校等における遠隔授業に係る実施状況や各専門学校等からの要望等も踏まえつつ、必要がある場合には、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業に係る授業時数の上限の見直しについて所要の検討を行うことも視野に入れてまいります。

問8 現時点においては、4月から5月上旬までは遠隔授業を実施し、5月中旬以降は対面授業を実施する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、結果的に、全ての授業が遠隔授業となってしまった場合、総授業時数のうちの4分の3を超えないものとして算入すべきか。

- 質問のケースのように、結果的に全ての授業が遠隔授業となった場合には、主として対面授業により実施した場合には該当しないため、総授業時数のうちの4分の3を超えないものとして授業時数に算入する必要があります。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に対する対応の影響により、こうしたケースが積み重なることで、総授業時数の上限に達してしまう事態が生じることも想定されることから、今後、文部科学省において、各専修学校等における遠隔授業に係る実施状況や各専修学校等からの要望等も踏まえつつ、必要がある場合には、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業に係る総授業時数の上限の見直しについて所要の検討を行うことも視野に入れてまいります。

問9 3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で履修したことをもって授業時数に加算するような運用を許容しているのか。

- 3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としてありますが、これはあくまで、専門学校が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。

問10 生徒又は教職員の感染が判明したことにより専修学校等が臨時休業になった場合も、遠隔授業により授業を実施してよいか。

- 3月24日付け通知においては、「当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者又は校長の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること。」としております。
- このため、臨時休業の実施の判断に当たっては、遠隔授業の活用を検討いただき、その結果、自宅における遠隔授業の実施が可能である場合には、そもそも、当該授業科目に係る専門学校等の活動については、臨時休業の必要性はないものと判断できる可能性があります。当該授業の具体的な実施形態（一部の生徒に対しては、教室における対面授業を行う等）によっては、更に専門学校等内における感染が拡大する可能性もあることから、当該授業も含む臨時休業の実施に係る具体的な判断に当たっては、3月24日付け通知における以下の記載も参照の上、都道府県等の衛生主管部局と相談していただくようお願いいたします。

《3月24日付け通知（抄）》

1. 専門学校等における感染拡大の防止について

- (2) 生徒又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

令和 2 年 3 月 24 日付け元文科教第 1 0 1 4 号「令和 2 年度における専門学校等の授業の開始等について」（抄）

1. 専門学校等における感染拡大の防止について

- (1) (前略)、地域における感染症の発生状況や生徒の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者又は校長の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること。

2. 学事日程等の取扱いについて

- (1) 令和 2 年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響に鑑み、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題等を活用し、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 16 条等で定める授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えないこと。
- その際、各専門学校等の判断により、授業計画（シラバス）を変更することは差し支えないが、養成施設としての課程に係るものの変更については関係省庁・部署等に相談すること。また、授業計画（シラバス）を変更する際には、生徒に対する丁寧な説明に努めること。
- (2) 対面授業に代えて遠隔授業を行う場合にも、専門学校等は当該授業科目を履修した生徒に対しては試験や平素の成績を評価して、単位の授与や課程の修了の認定を行うことになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。なお、それに伴い、授業計画（シラバス）等を変更することは差し支えないが、学生に対する丁寧な説明に努めること。
- (3) 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学則に記載することとされていることから、学則の変更が必要となるような学事日程の変更を行う場合には、各都道府県等への届出が必要となるが、各専門学校等の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、令和 2 年度の学事日程について、例えば、授業開始日の繰下げや休日・祝日授業の実施等の特例措置を講ずることが可能であり、学則の変更や当該届出を要しないこと。
- (4) 各専門学校等の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条又は各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）第 3 条等の趣旨を踏まえ、修業年限に応じた見通しの下、計画的な実施に努めること。なお、入国拒否や隔離・停留等の措置により、留学生等が 4 月から専門学校等の教育活動に参加で

きない事態も想定されるが、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題等を活用し、年間を通じて授業時数を確保するための方策を専門学校等が講じていることを前提に、当初の予定どおり4月に入学したものと取り扱うことは差し支えないこと。

3. 遠隔授業の活用について

(1) 今後、生徒の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる対面授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成18年文部科学省告示第24号（専修学校設置基準第12条の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件）に従い行う必要があるところ、同告示の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる生徒に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、生徒は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と生徒が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材としてe-learningシステム等を準備し、生徒は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。生徒からの課題提出や質問の受付及び回答、生徒間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

(2) 専修学校設置基準第13条第2項等の規定により、卒業の要件として履修すべき授業時数（単位制又は通信制による学科にあつては、「履修」を「修得」とし、「授業時数」を「単位数」とする。以下同じ。）のうち、遠隔授業の方法により履修する授業時数については、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち、4分の3を超えないものとして上限が設定されている。また、単位制又は通信制の学科にあつては、対面授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であつて、授業全体の実施方法として、主として対面授業を実施するものであり、対面授業により得られる教育効果を有すると各専修学校の判断において認められるものについては、当該授業の単位を上記上限の算定に含める必要はないこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業は、学内の十分な理解の下で取り組むことが重要であることから、専門学校等の経営部門、教学部門、情報基盤センター等の遠隔授業推進部門など、関係組織間の緊密な連携が期待されること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物利用上の配慮について、文化庁より著作権等管理事業者及び関係団体に対して令和2年3月4日付事務連絡が発出されており、引き続き教育現場のニーズに応じた対応について検討を行っていること。

(文化庁ホームページ)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92080101.html>

(4) 外国人留学生については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（以下「上陸基準省令」という。）では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていないこと。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があること。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではないこと。

(5) その他、遠隔授業に係る法令上の定めや留意事項については、別途「専修学校等における遠隔授業等に関する法令上の定め」を参照していただきたいこと。